

67人に公害医療手帳

県、水俣病患者に発送

救済者被害者適用

二月一日から公害被害者救済法によって医療費、介護料などが支給—さきに認定した関係患者六十七人が適用され、水俣病患者は新法に—されるが、県公害課は二十八日、

にたいし、公害医療手帳を発送した。

同手帳はスカイブルーの表紙

発送された公害医療手帳

で、大きさはハガキ程度、一応、有効期限は四十七年一月三十一日で、二年ごとに更新する。

また同課では旧水俣病患者審査会に提出している二十八人の再診査申請の取り扱いを検討していたが、新法に基づき改めて審査申請書の提出を求める方針を決めた。